

民主党・障がい者政策 PT

座長 谷 博之 様

全国児童発達支援協議会
会長 加藤 正仁

東北地方太平洋沖地震に対する緊急立法措置についての提案・要望書

この度の震災で被災されている、発達支援を必要としている子どもとその御家族への支援に関して私たちは次のようなことが緊急に必要と考え提案・要望します。

I : 緊急を要する事項

1. 在宅障害児の安否・所在確認
 - ① 障害児(手帳の所持にかかわらず、市町村受給者証を発行している児童)のリストの確定と安否の確認
 - ② 個人情報保護を一時的に緩和させ、避難所で過ごすことができずにいる子どもの安否・所在を確認
2. 在宅障害児とその家族の避難場所の確保
 - ① 医療的ケア必要児は医療機関での受け入れも考慮
 - ② 避難所での生活等の継続が困難な児童と家族には別途、福祉的避難場所を積極的に提供
 - ③ ②に関連して、現在避難所にいる支援の必要な子どもの把握と保育士等の派遣
 - ④ 通所施設等が一時的に福祉的避難場所となっている場合は、人的、物的支援を積極的に進める
3. 障害児通園施設および児童デイサービスなどの施設・事業所状況確認
4. 損壊・流出を免れた身近な障害児施設・保育所等への通園保障と一時預かり機能の付与
 - ① 契約の有無、障害種別を問わず身近な通園への通園を早急に開始できる体制整備
 - ② 障害児関係施設がなくなっている場合には、保育所等への受け入れの勧奨
 - ③ 保護者の生活再建活動を支援するために、上記施設での一時預かりが可能になる体制整備
 - ④ ボランティアなどによる送迎手段の確保(車両などの確保も含む)
5. 上記施設へのライフラインの復興(含:自家発電機)とガソリン・灯油など生活必需品の供給
6. 医療的ケアを要する児を含む重度障害児の受け入れに向けた看護師・保健師の派遣

II : 発達支援事業再開に向けた要望事項

1. 一時的な事業再開のための施設基準・配置基準の緩和
2. 損壊した障害児通園施設・児童デイサービス事業所の再建補助、学校等の空き教室の貸与勧奨
3. 損害を受けた教材教具・備品器具・消耗品等の整備、送迎車両の復旧と整備の促進
4. 職員が復帰不能になった場合の職員確保(当面はボランティアで対応も可とする)
5. 事業継続のための保障(日々の出席数に依らない定員に基づく月ごとの定額保障など)

III : 今後の中長期的な体制整備

1. 1995年に発生した阪神淡路大震災以後に検討された災害時の障害児者に対する対策を再度振り返りつつ、今回の震災を通して浮上した新たな課題を可能な限り明確にし、関係団体の意見と協力に基づいた体制を構築する
2. 特に、近隣市町村ごと(障がい保健福祉圏域か)の連絡連携を制度化し、被災者の相談・支援要請の受発信体制を重層化し、今回のような個人・地域の孤立無援化の阻止をはかる